

| | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 95 | 市民の姿勢としては、説明を受けるだけで良いのか。事業者への説明は行っているのか。(根石) | 事業者には事前に説明している。説明会を開催したのは、案について御理解及び御協力をいただくため。今回は18m及び25mの建物を誘導する計画ではなく、今まで制限のなかった建物高さについて制限を定めるもの。 |
| 96 | 建替等を行う場合は、市民から事業者へ都市計画の制限を伝えるべきか。(根石) | 土地の概要については新築・建替時に事業者が調査するため、市民から直接伝えていただく必要はない。高度地区は平成24年9月の告示を予定している。 |
| 97 | 小呂ミタライ地区計画は、地権者の発案で高さ制限を定めたのか。(根石) | 区画整理組合の中で合意を図り、高さを12m以下に制限した。地区内の戸建住宅及び共同住宅は概ねが2階建ての建物。 |